

2 きょうと男女共同参画推進プランの概要

(1) 推進プランの概要

ア プランの位置づけ・期間

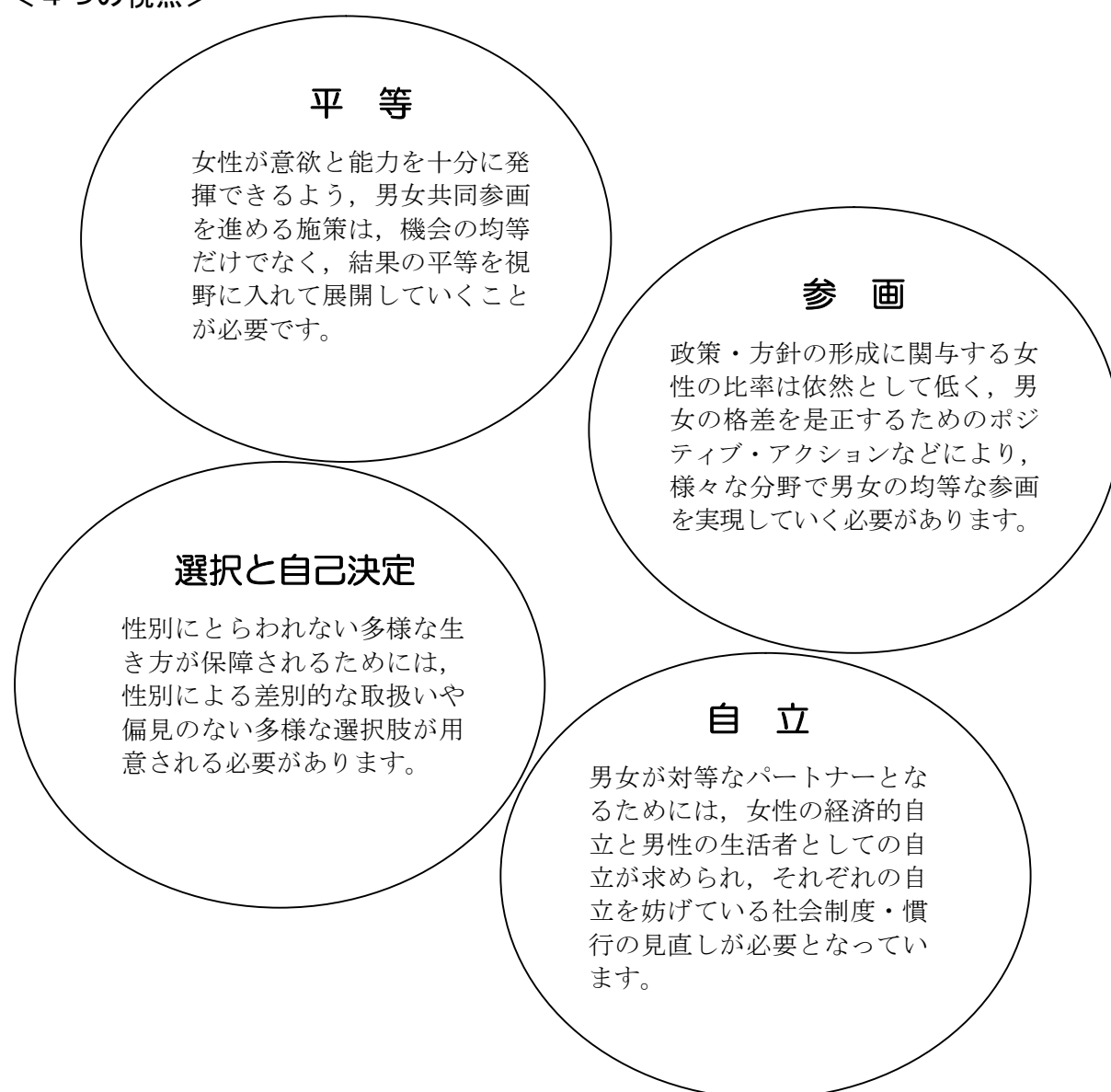
この計画は、「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」を目指した「京都市基本構想」を受けて平成 13（2001）年 1 月に策定した「京都市基本計画」の分野別計画の一つです。取組期間は、「京都市基本計画」との整合性を図るため、平成 22（2010）年度までとしています。

なお、この計画は京都市男女共同参画推進条例第 10 条第 1 項に基づく男女共同参画計画となるものです。

イ 基本的な考え方と内容

この計画は、次の 4 つの視点に立って策定し、6 つの基本目標に沿った取組を進めます。

< 4 つの視点 >



<6つの基本目標>

基本 目標

1

個人の尊厳が確立された社会づくり

男女平等を確立するためには、男女が等しく個人として尊重されることが前提となります。女性に対する暴力などの人権侵害や、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女が共に一人の人間として誇りを持てる社会づくりに取り組みます。

基本 目標

2

男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のための手段であり、その権利は男女を問わず保障されなければなりません。就業の形態やニーズが多様化する中で、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境づくりに取り組みます。

基本 目標

3

自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

家事、子育て、介護などは、固定的な性別役割分担の下で、主に女性によって担われ、それが女性の自立と多様な生き方を妨げる要因の一つになっています。男女が家庭生活に参画し、共に仕事や地域生活とのバランスのとれたライフスタイルを確立できるよう、一人一人の生き方を尊重し支え合える家庭づくりの支援に取り組みます。

基本 目標

4

生涯を通じた健康な暮らしづくり

女性のからだは、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。女性がいきいきと社会で暮らしていくためには、性に関する男女の相互理解を促進するとともに、ライフステージに応じた男女の心とからだの健康づくりに取り組みます。

基本 目標

5

あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

性別にとらわれない多様な生き方を実現するためには、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を拡充するとともに、それに参画していく意識と能力の向上を図る必要があります。意思決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくりに取り組みます。

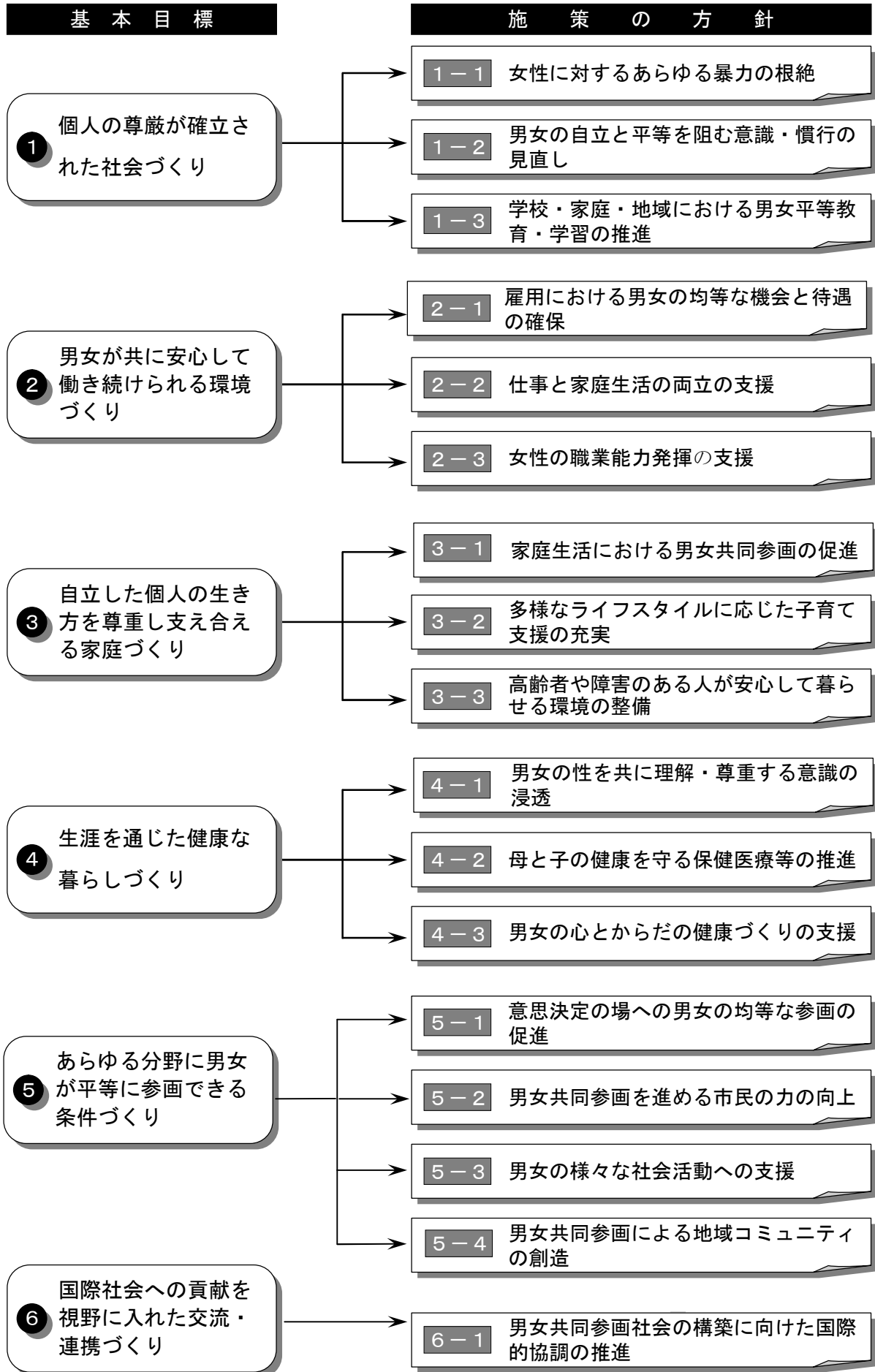
基本 目標

6

国際社会への貢献を視野に入れた交流・連携づくり

男女平等は世界共通の目標であり、その達成に向けた取組は国際的な視野に立って進める必要があります。男女が共に、地球規模の「平等・開発・平和」に貢献していくため、国際的協調の推進など、国内外の様々な人々の交流・連携づくりに取り組みます。

(2) 推進プランの体系



推 進 施 策

- | | | |
|---|--|---|
| → | 1 女性の人権尊重に向けた啓発の強化
3 ■ ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援 | 2 暴力の被害に悩む女性への情報提供・相談の充実
4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 |
| → | 5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進
7 ジェンダーに関する調査・研究の推進
9 市職員等への研修の充実 | 6 男女平等の視点に立ったメディア表現の理解と活用 の 促進
8 男女別の統計資料の充実 |
| → | 10 児童・生徒の発達段階を踏まえた男女平等教育の推進
12 家庭や地域の教育力の向上
14 男女共同参画に関する国内外の情報の収集・整備・提供 | 11 男女共同参画の視点に立った学校教育活動の充実
13 社会教育団体の学習・実践活動の支援 |
| → | 15 企業等における男女雇用機会均等対策の促進
17 女子学生の就業支援 | 16 非正規雇用者の就業環境の整備
18 市や外郭団体における男女が働きやすい職場づくりの推進 |
| → | 19 企業等における両立支援の取組の促進
21 仕事・子育て・介護等の生活設計の支援 | 20 ■ 子育てしながら働き続けられる条件整備 |
| → | 22 女性の職業能力の開発
24 女性の起業に対する支援
26 働く女性の健康管理の促進 | 23 商工・サービス・農林業等に従事する女性の評価と男女のパートナーシップの確立
25 働き方に関する情報提供・相談の充実
27 労働に関する調査・研究の推進 |
| → | 28 家庭生活における男女共同参画に向けた男性の意識と能力の向上
29 生活者の視点に立った男女の消費生活の向上 | 30 男女が共に家庭生活に参画できる就労環境の整備 |
| → | 31 男女が共に安心して子育てできる保育環境の整備
32 地域における子育て支援の充実
34 ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進 | 33 子育てにかかる経済的負担の軽減
35 子どもの虐待防止対策の推進 |
| → | 36 介護サービスの充実や質的向上
38 高齢者の社会参加の支援
40 高齢者や障害のある人の権利擁護の推進 | 37 高齢者の生活や介護等に関する専門相談体制の充実
39 障害のある人への支援の充実
41 人に優しいまちづくりの推進 |
| → | 42 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の理念の普及
43 性に関する情報提供・相談の充実 | 44 人権尊重の精神に基づく性教育の推進 |
| → | 45 妊娠・出産期における女性の健康管理の支援
47 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援 | 46 安心して出産できる医療環境の整備
48 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実 |
| → | 49 女性に特有な病気の予防対策の充実
51 ライフステージに応じた男女の健康の保持・増進
52 スポーツ・レクリエーション活動を通じた男女の健康づくりへの支援 | 50 生活習慣の改善等による女性の健康づくりの推進 |
| → | 53 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備
55 女性の人材情報の収集・整備・提供
56 市や外郭団体における女性職員の積極的登用と職域拡大 | 54 ■ 市の審議会等における男女構成比の均衡の確保 |
| → | 57 男女共同参画を進める人材の育成
59 女性の社会参加意識の向上 | 58 男女の創造的な学びを支える環境の整備
60 男女の様々な悩みを解決するための相談体制の充実 |
| → | 61 男女平等の実現を目指した市民活動への支援
63 文化芸術活動への男女の参加促進 | 62 ボランティア活動への男女の参加促進
64 子育て世代の社会参加の促進に向けた環境整備 |
| → | 65 男女の協力による地域の活性化の促進
67 外国籍市民に対する支援の充実 | 66 世界の多様な文化との交流・共生の推進 |
| → | 68 諸外国との相互理解の促進
70 男女共同参画による地球環境の保全に向けた取組の促進 | 69 国際交流・協力の推進 |

(3) 推進プランの推進体制

ア 庁内推進体制

プランの実施について、関係局・区間の相互の調整を十分に行うとともに、緊密な連携体制の下で、総合的かつ効果的に推進するため、関係局長等で構成する京都市男女共同参画推進会議及びその下部組織として関係課長等で構成する幹事会を設置しています。

また、男女が共に働きやすい職場づくりに本市が率先して取り組むとともに、各局・区等で実施する施策・事業において男女共同参画の視点を反映する体制の強化に努めるため、全局・区等に男女共同参画推進員を配置しています。

イ 京都市男女共同参画審議会

京都市男女共同参画推進条例第 22 条に基づく京都市男女共同参画審議会を平成 16 年 4 月 1 日に設置しました。この審議会は、本市の男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じて調査・審議するとともに、市長に意見を述べるための附属機関として、学識経験者、経済界・労働者代表等 10 名、市民公募 2 名からなる 12 名の委員で構成しています。

ウ 市民、団体・グループ、企業等との連携・協力

行政だけでなく、広く京都市全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、京都市男女共同参画市民会議の開催による相互交流等の推進や「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度による取組の促進など様々な機会を通じて、市民、団体・グループ、企業等と連携・協力し、それぞれの主体的な取組の促進に努めています。

エ 京都市男女共同参画苦情等処理制度

京都市男女共同参画推進条例第 21 条に基づく京都市男女共同参画苦情等処理制度を平成 16 年 4 月 1 日から開設しています。性別による人権侵害と認められる行為や男女共同参画の推進に関する本市の施策について、市民の皆様からの苦情等を受け付け、京都市男女共同参画苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じ、事案の関係者等に対して、助言・是正の要望等を行います。

オ 京都市男女共同参画センターの運営

京都市男女共同参画センター（平成 17 年度までは京都市女性総合センター）「ウィングス京都」は、女性の自立と広範な社会参画を総合的に支援する拠点施設として平成 6 年 4 月に開館しました。市民活動の拠点として、イベントホール、スポーツルームや会議室等の貸施設があり、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、財団法人京都市女性協会に管理・運営を委託しています。

センターでは、京都市男女共同参画苦情等処理制度の受付、京都市男女共同参画講座、女性への暴力専門相談等の京都市からの委託事業のほか、女性協会の自主事業として、図書情報室の運営をはじめとする情報提供事業、学習・研修事業等、様々な事業を展開しており、プラン推進の中核施設となっています。

平成 19 年度には、480,806 人の来館者がありました。

京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」

■所在地	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地 TEL 075-212-7490 FAX 075-212-7460 URL http://www.wings-kyoto.jp
■開館時間	午前 9 時～午後 9 時（日曜日・祝日は午後 5 時まで）
■休館日	毎週水曜日、12 月 29 日～1 月 3 日
■交通機関	地下鉄「烏丸御池」駅又は地下鉄「四条」駅・阪急「烏丸」駅下車徒歩約 5 分